



第 1 編 計画策定の趣旨

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。

第1節 計画策定の狙い

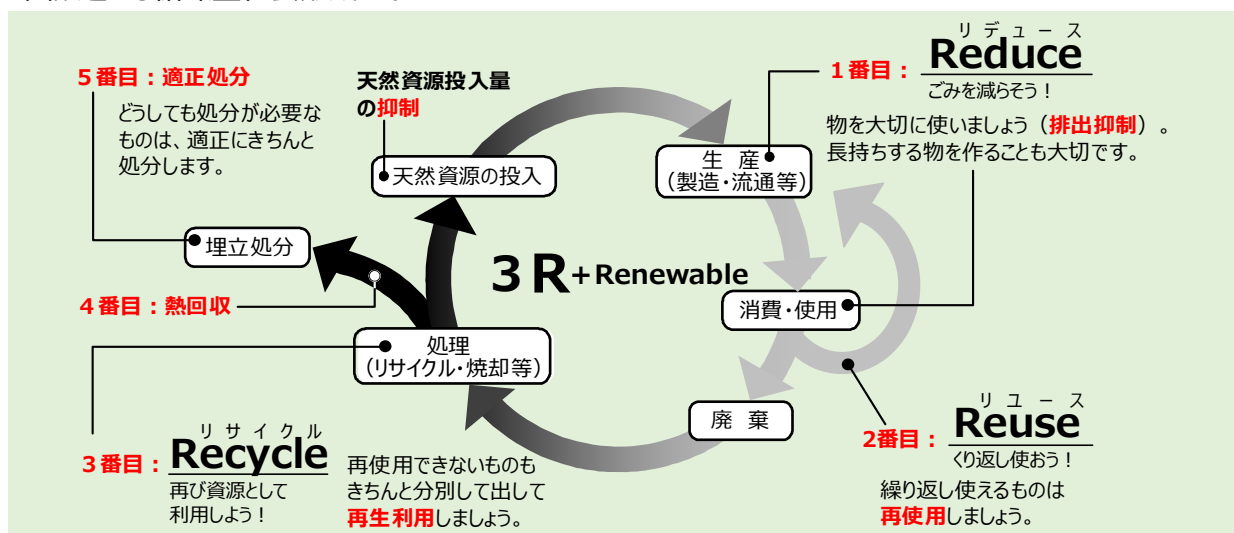
これまでの私たちの生活は、物質的な豊かさに重きをおく生活様式や、大量生産・大量消費・大量廃棄型を中心とした社会経済活動に伴い、生物多様性の損失や物質循環の環を断ちその健全な循環を阻害するなどの問題に加え、気候変動（地球温暖化）、世界的な鉱物資源等の需給逼迫、さらには海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球的規模での問題を生じさせており、これらの課題解決に向けて様々な取り組みが進められています。

これらの課題解決に向けた取り組みの一つとして、国では、天然資源の消費抑制や環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」形成を目指すため、平成12年3月に循環型社会形成推進基本法を施行しました。平成30年3月には「質」にも着目した循環型社会形成や、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みに経済的、社会的側面にも視野を広げた第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。現在では、循環経済（サーキュラーエコノミー）推進に向け、第五次循環型社会形成推進基本計画策定の審議が進み、計画原案が示されたところです。

岩国市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指すため、平成21年1月に「循環型社会へチャレンジ ～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～」をサブタイトルとする岩国市一般廃棄物処理基本計画（第1次計画）を策定しました。その後、平成26年3月、平成31年3月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）を重ね、市民・事業者・行政が協働して、ともに創造して循環型社会づくりに取り組んできました。その成果として既定計画に掲げた目標のうち、収集ごみに関するごみ発生・排出削減目標は概ね達成されましたが、直接搬入ごみに関するごみ発生・排出削減目標やリサイクル目標は達成できなかったことから、一層の取り組み推進が求められます。

コロナ禍では、適正な処理のために講ずるべき対策や、廃棄物処理体制の維持が大きな課題となりました。また、循環経済への移行、脱炭素への貢献といった観点から、令和2年7月より「レジ袋有料化」、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が求められています。さらに、食品ロスの削減や環境教育の充実など、市民・事業者との連携をより深めていく必要があります。以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を新たに策定するものとししました。

◆国が進める循環型社会形成のイメージ



第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

本計画は、図1-1に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の計画等との調和を図っています。

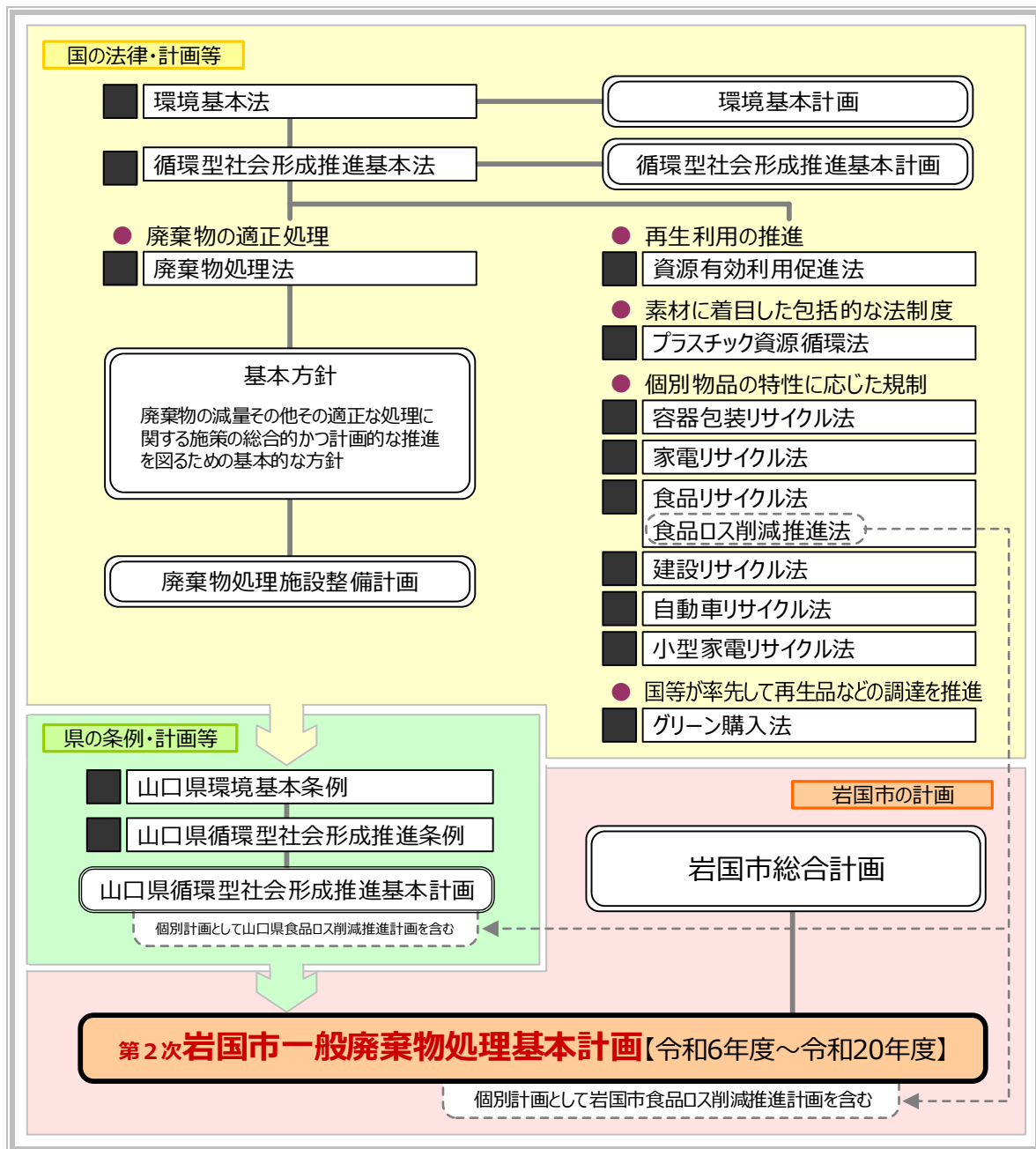


図1-1 本計画の位置付け

◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠について

「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年法律第137号）」第6条第1項で、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされています。

◆食品ロス削減推進計画策定の法的根拠について

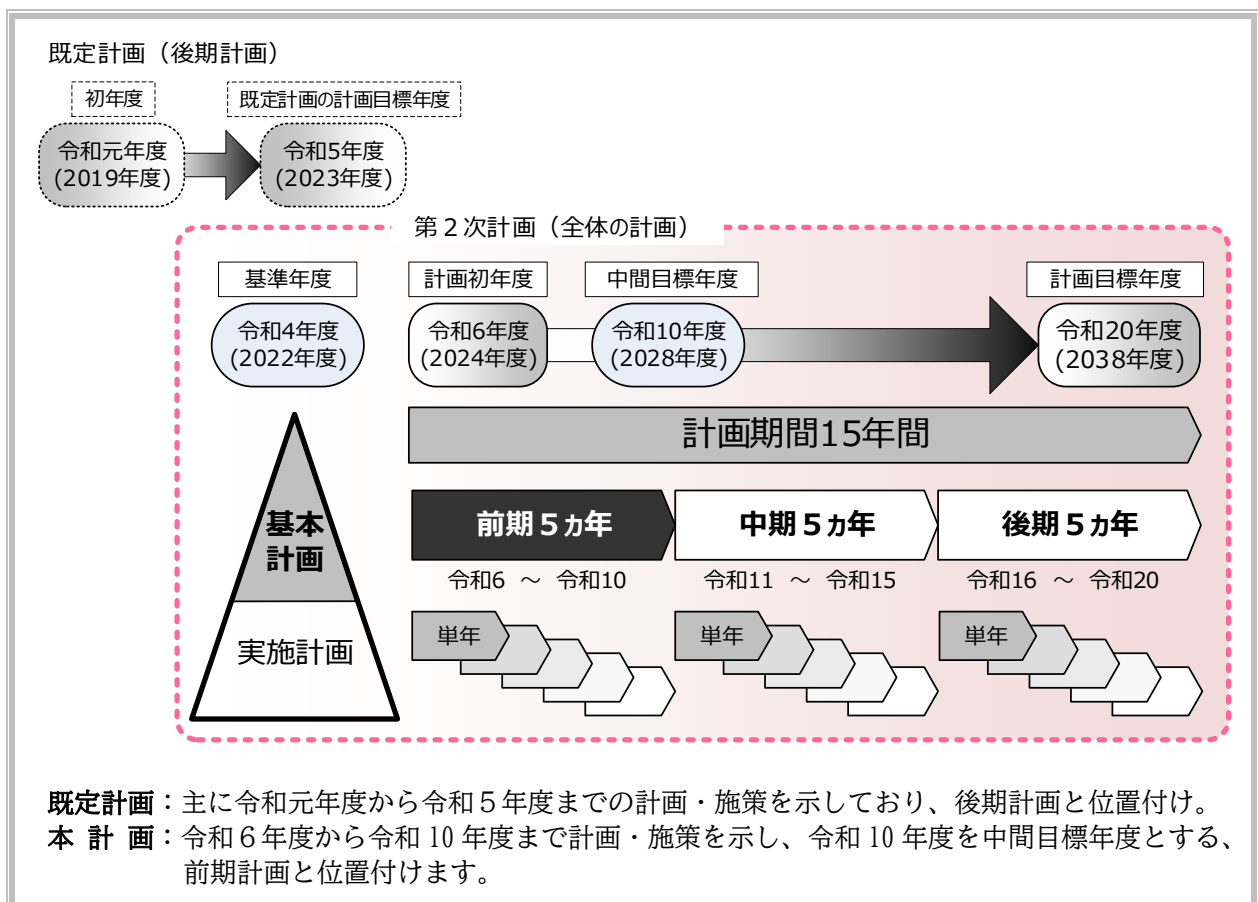
「食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律、令和元年法律第19号）」第13条第1項で、『市町村は、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。』とされています。

第3節 計画の期間

既定計画は、平成 21 年度から令和 5 年度の 15 年間を全体の計画の期間、令和元年度から令和 5 年度の 5 ヶ年を計画の期間とする後期計画として、平成 30 年度に改定しました。

本計画の期間は、図 1-2 に示すとおり、令和 6 年度を初年度として令和 20 年度を計画目標年度とする 15 年間の計画とし、第 2 次岩国市一般廃棄物処理基本計画として新たに策定するものです。また、本計画の期間中で 5 ヶ年を区切りとして前期、中期、後期と位置付け、本計画では、前期において重点的に推進する施策等を具体的に示します。

なお、ごみの発生・排出抑制目標等の数値目標を定めることから、令和 4 年度を基準年度として、令和 10 年度を中間目標年度とします。



■ 図 1-2 本計画の期間

◆ 計画目標年度、基準年度等について

中間目標年度 ⇒ 令和 10 年度

- ・ 中間目標年度は、概ね 5 年ごとに改定するとされることから、計画初年度より 5 年先となる令和 10 年度とする。

計画目標年度 ⇒ 令和 20 年度

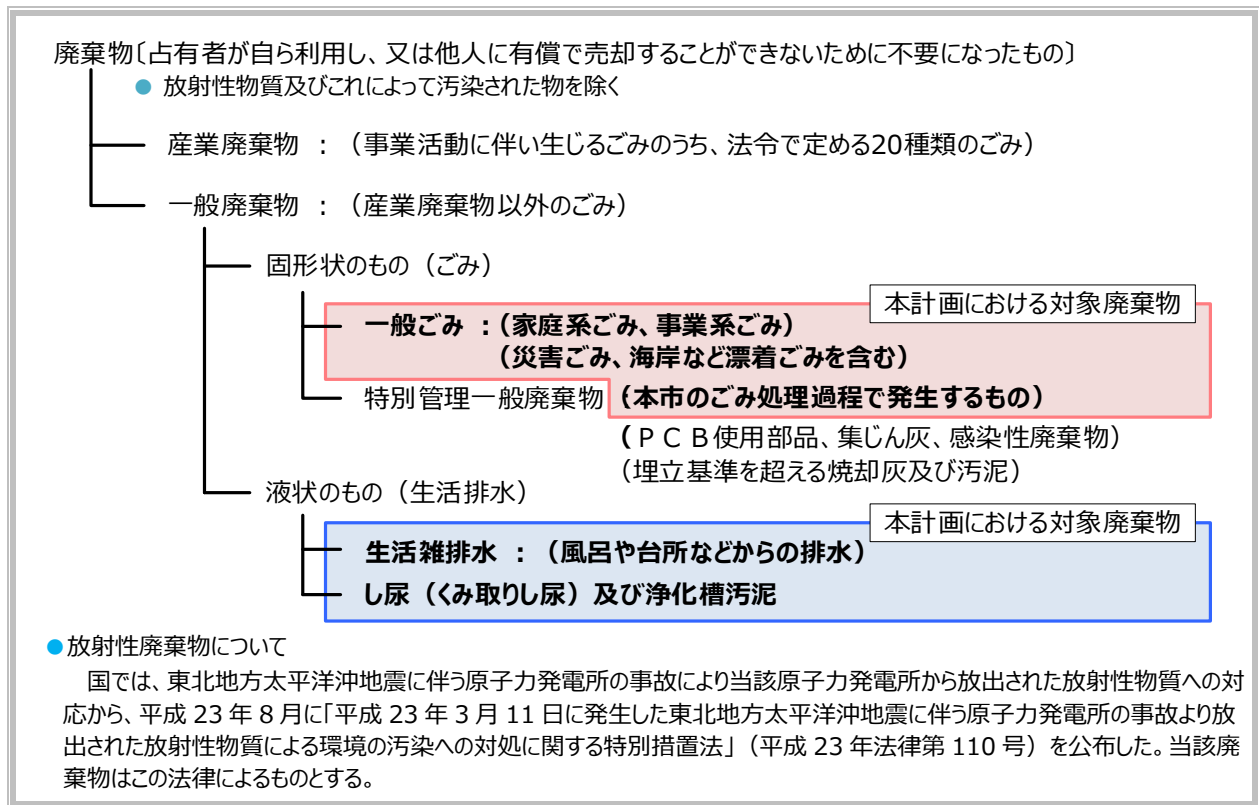
- ・ 計画目標年度は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先におくとされていることから、計画初年度より 15 年先の令和 20 年度とする。

基準年度 ⇒ 令和 4 年度

- ・ 基準年度は、ごみ発生・排出削減目標値を設定するための現況を示すもので、本計画では、最新年度である令和 4 年度とする。

第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は表 1-1 の通りとします。



■ 図 1-3 本計画の対象廃棄物

■ 表 1-1 本計画において処理対象外とするごみと処理方法

区 分	処 理 方 法
PCB使用部品	本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。
集じん灰	本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。 （本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感染性廃棄物	本市では取り扱わない。薬局や医療機関等へ引き渡す。
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（液晶、プラズマを含む）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、販売店へ引き渡し、指定場所への持込みとする。
パソコン	パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体でごみとして引き取れません。 ・ 製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法） ・ 使用済小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法） ・ 国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)へ、宅配業者による回収を依頼する。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者へ引き渡す。 ・ 廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等 ・ 注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの ・ 農機具、農業用ビニール、農薬 ・ バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等

第5節 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、先進国を含む国際社会全体の2030（令和12）年に向けた環境・経済・社会についてのゴールが示されています。国連に加盟する我が国では、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が採択されたのち、国が策定する環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画へ織り込まれました。

私たちが現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を忘れてはなりません。岩国市でも、第3次岩国市総合計画（令和5年3月）において、持続可能な開発目標（SDGs）を施策毎に位置付けており、本計画でもこれらと整合を図ったものとしています。



■ 図 1-4 第3次岩国市総合計画で位置付けられる本計画に関連する SDGs